

## 宇野二郎氏博士学位申請論文審査報告書

博士学位申請者 宇野二郎

学位申請論文題目名 『地方公営企業による都市公共サービスの提供  
1990年代半ばから2000年代の東京都と大阪市における水道事業の事例研究』

論文書式 A4横書き(40字×35行)、目次3頁、本文・脚注218頁、参考文献12頁。

受理決定日 2021年10月06日

審査委員

主査 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学)

(Dr. rer. publ. (シュハイアー行政大学院))

副査 藤井 浩司 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、福祉行政)

副査 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、地方自治)

(博士(法学)京都大学)

副査 原田 久 立教大学法学部教授(行政学)

(博士(法学)九州大学)

最終口頭試問日 2021年11月03日 18:15-20:20 Zoom 会合

## 1. 論文の構成

本論文は、序章、及び第 1 章から第 5 章、そして終章に至る 7 章を以て論述されている。その構成は以下のとおりである。なお、項以降の部分は割愛した。

序章 問題の所在と研究課題 .....	1
序.1 背景と問題設定.....	1
序.1.1 都市公共サービスとしての水道 .....	1
序.1.2 市町村の地方公営企業としての水道事業 .....	2
序.1.3 独立採算制の研究 .....	3
序.1.4 新自由主義的改革の影響 .....	4
序.1.5 大都市水道事業間における多様性 .....	5
序.1.6 問題設定：運営論理の多様性とその理由 .....	8
序.2 先行研究の検討と仮説 .....	9
序.2.1 研究枠組み .....	9
序.2.2 運営論理の類型 .....	10
序.2.3 運営論理の測定 .....	12
序.2.4 地方公営企業の自律性 .....	15
序.2.5 制度としての自律性 .....	19
序.2.6 仮説 .....	22
序.3 研究対象と研究方法 .....	24
序.3.1 研究対象の共通性 .....	24
序.3.2 対象期間と時期区分 .....	27
序.3.3 個別事例の研究手法 .....	28
序.3.4 資料・文献 .....	28
序.4 全体の構成 .....	29
第 1 章 地方公営企業における自律性 .....	30
1.1 東京都の首長と議会 .....	30
1.1.1 青島都政期 .....	30
1.1.2 石原都政期 .....	32
1.2 東京都水道事業における管理者の選任と自律性 .....	34
1.3 大阪市の首長と議会 .....	39
1.3.1 磯村市政期 .....	39
1.3.2 關市政期 .....	40
1.4 大阪市水道事業における管理者の選任と自律性 .....	43
1.5 小括 .....	45
第 2 章 改革規範の発展 .....	46
2.1 公共料金問題と規制緩和 .....	46
2.1.1 領域横断的な改革圧力 .....	46
2.1.2 水道界の応答 .....	48

2.1.3	水道界における「揺り戻し」－2008年「水道料金算定要領」改訂	54
2.2	民営化論の流行	56
2.2.1	水道民営化の選択肢の輸入	56
2.2.2	中央政府レベルの制度改革	57
2.2.3	「官製市場の開放」論	58
2.2.4	民営化論への水道界の反応	61
2.3	改革の流行と改革派首長の政治戦略	65
2.3.1	改革の流行	65
2.3.2	首長選挙の変化	66
2.4	小括	67
第3章	東京都水道事業の発展	70
3.1	東京都水道事業の伝統	70
3.1.1	水道へのニーズの変化	70
3.1.2	建設投資政策－安定給水志向と公平性の重視	73
3.1.3	料金政策－資金調達志向料金政策の理論化	76
3.1.4	小括	85
3.2	地方政治のスタンス	86
3.2.1	青島都政期：1997年の料金改定	86
3.2.2	石原都政期：2004年の料金改定	94
3.2.3	小括	103
3.3	事業運営の展開	104
3.3.1	建設投資政策	104
3.3.2	料金・財務政策	119
3.3.3	小括	133
第4章	大阪市水道事業の発展	137
4.1	大阪市水道局の伝統	137
4.1.1	水道へのニーズ	137
4.1.2	建設投資政策－水需要動向の変化への対応	139
4.1.3	料金政策－利害関係者の参加と低料金・再配分志向	143
4.1.4	小括	147
4.2	地方政治のスタンス	148
4.2.1	磯村市政期：1997年料金改定を中心に	148
4.2.2	關市政期：2006年予算編成・水道局長改革マニフェスト	152
4.2.3	小括	154
4.3	事業運営の発展	155
4.3.1	建設投資政策	155
4.3.2	料金・財務政策	167
4.4.3	小括	190
第5章	運営論理の評価と仮説の検証	194

5.1 運営論理の評価 .....	194
5.1.1 経営の論理 .....	194
5.1.2 地域民主制の論理 .....	197
5.1.3 技術の論理 .....	201
5.1.4 小括 .....	204
5.2 仮説の検証 .....	207
5.2.1 事例1 (東京都・青島都政, 1995-1999年度) .....	207
5.2.2 事例2 (東京都・石原都政, 1999-2009年度) .....	209
5.2.3 事例3 (大阪市・磯村市政, 1995-2003年度) .....	211
5.2.4 事例4 (大阪市・關市政, 2003-2007年度) .....	212
終章 結論 .....	215
終.1 結論 .....	215
終.2 含意 .....	217
終.3 今後の研究課題 .....	218
文献一覧	

## 2. 論文の概要

本論文は、日本における自治体直営公営企業の一つとして、水道事業を取り上げ、東京都と大阪市を具体例として、事業運営のための組織行動を方向付ける思考習慣や象徴を運営論理と捉え、水道の品質と価格に関する両自治体の運営論理の違いに着目し、何故かかる運営論理の違いが生じ得るのか、という問い建てを為し、地方公営企業の自律性を運営論理に影響を与える要因として見なして分析を展開している。その際、運営論理の理念型として、経営の論理、地域民主制の論理、及び技術の論理を設定し、両都市の水道事業の違いを考察している。これらの理念型の測定に向けて、建設投資政策、及び料金・財務政策の領域を弁別し、そこでの複数の指標を設定し、構想・決定、行動、及び結果の三段階に区別して評価した。そして、組織の自律性が如何に運営論理に影響しているのかに関して予め二つの仮説を設定し、これらのシェーマから分析を展開して、上記の問い建てに対して、一定の解答を提示している。その論述展開は、以下の通りである。

序章では、地方公営企業としての水道事業の根幹に関わる先行研究を検討しながら、とりわけ大都市における水道事業の実態に多様性が見出されることに着目し、その多様性の背景に問題意識を提示して、問題設定として、特徴の顕著な東京都と大阪市の比較において、その相違の理由を探究しようとしている。その際、先行研究の検討を通じて、公営企業の自律性が運営論理の相違の背景となっている、との推論に到達し、大要次の二つの仮説を定立した。①自律性が高い場合には、事業運営内容に対して、地方議会等の組織外部からの影響が遮断され、組織内部の伝統のみが影響する、②自律性が低い場合には、事業運営内容に対して、組織外部の水道組織に対する基本姿勢が影響する、である。また、日本の地方公営企業制度を検討することを通じて、管理者の首長からの任用時の独立性の程度を基準として自律性の高低を把握することとした。そして、事例研究としての東京都と大阪市の比較可能性を示し、事例研究の対象期間と時期区分を明確にしている。そして、研究方法として個別事例研究の重要性を強調し、研究対象とする資料の特定を行った。

第一章では、両事例における自律性測定に向けて、管理者選任の人事慣行を考察した。東京都では、首長が水道局内部の人事慣行を尊重してきたため、事業の自律性は高自律型と判断され、その傾向は少なくとも 2000 年代末までは継続していた。他方、大阪市では、管理者選任が首長部局幹部人事の一環として行われることから、低自律型と判断され、2003 年の市長交代による支持層の変化故に、市長が配慮する利益に変化が生じた。両自治体に関し、こうした対照的傾向を見出している。この章は、第三章と第四章での分析に基づいて第五章で仮説を検証する際の根拠を提示するものである。

その上で第二章では、水道事業全般を巡って展開された 1990 年代半ばから 2000 年代に至る改革に関する規範の変化が考察された。1990 年代には、世界的趨勢として NPM という新自由主義的改革の傾向がみられたが、水道部門では、こうした改革の趨勢に消極的であった、とされる。従来の制度や政策と適合する形として、水道料金制度の漸進的改革がその典型と捉えられる。2000 年代でも、全般的に同様の改革圧力が弱まることはなかったが、水道部門では、施設の老朽化や人口減少に新たな問題を発見し、施設更新や料金算定要領の改革といった固有の問題解決に当たった、と捉えられている。1990 年代から 2000 年代を通じた世界的趨勢として、新自由主義的規制緩和の処方箋が流行を強め、かかる傾向は地方自治体にも拡大していった。それに対して、水道部門はそうした改革潮流に適応しながらも、独自の問題解決に向けて異なる改革論戦を歩んでいた、と解釈されている。この章は、第五章での仮説検証のための基盤を提示している。

第三章及び第四章では、東京都と大阪市の事例研究が展開されている。それぞれの水道局の伝統、次いで地方政治の水道事業に対するスタンスを概観した上で、水道事業の発展を、建設投資政策、及び料金・財務政策に弁別して記述されている。この記述に当たっては、構想と決定、実施、及び業績の三側面において、詳細な分析が為され、両事例研究がこのシェーマで十分対照されるよう試みている。

東京都を議論する第三章では、水道事業の伝統として、次の三点が見出された。まず、過去に水源確保の困難に直面したことから安定給水を志向するようになったが、更に 1980 年代に事業が成熟する中、安定給水の概念に事故対応や施設更新を包含することで、安定供給を重視するスタンスが維持された。第二に、料金政策の面では、1960 年代から安定給水確保のための大規模投資資金の調達を目的として、利益分を施設実体の維持に再投資する方向で、料金・財務政策が積極的に立案・実施された。第三に、革新都政期となり、積極的な内部資金調達が難しくなる中であっても、水道局の専門官僚は、以前の料金・財務政策への回帰を試み、実現させた。これらを通じて、東京都水道事業が培った事業運営の伝統では、節約よりも安定給水を重視する一方で、都民を株主に擬制し、都民からの支持を調達する政策を打ち出していた。かかる伝統は、経営の論理と地域民主制の論理を結合したものと捉えられている。

更に水道局を取り巻く地方政府のスタンスとして、1990 年代の青島都政では、都議会の多数派は安定供給のための建設投資に積極的に取り組んでいた。1997 年の水道料金への消費税転嫁問題では、転嫁を実施した上で対象と期間を限定した料金減免と特別措置を要請する付帯決議が採択され、経済的弱者への配慮が為された。1999 年以降の石原都政期にも、議会の多数派は安定給水のための建設投資に積極的スタンスを取っていたが、効率化をも重視し民間的経営手法の導入にも積極的であった。2005 年の水道料金引き下げ改定でも減免措置を中心とする付帯決議が提案され、可決された。総じて、安定供給への建設投資を展開すると同時に水道料金への社会的配慮も行う、というスタンスが見られた、とされている。

こうした伝統とスタンスを背景として、建設投資政策と料金・財務政策は、両政策過程における構想・決定、行動、及び結果の各段階で検討された。1995年から1999年までの事例1においては、次のような分析が為されている。建設投資政策の構想・決定は、高品質で頑健な水道事業を志向するものであり、水道システムの質的向上が計画された。実際の行動として、建設投資の規模は、過去の拡張事業の時期に匹敵するものであり、配水施設設備を中心とした。その結果、配水延長密度が向上し、管路の耐震化率が改善し、漏水率が着実に低下した。料金・財務政策において、構想・決定では、施設実体の維持が強調される一方で、料金改定回避のための企業努力も強調された。実際の行動としては、上記の消費税増税分の転嫁が実施される一方で、企業努力による合理化が求められ、利益を内部留保し、建設資金に充てる方針は継続された。その結果、高い収益性と生活用水への配慮として現れ、費用縮減の効果から収益性向上が生まれ、自己資本の充実が進んだ。他方、個別原価に対する軽減措置は維持され、議会から要請される社会的な配慮も継続された。

これに対し、1999年から2009年までの事例2に関しては、次のような考察が続いている。建設投資政策では、構想・決定は、やはり高品質で頑健な水道事業を志向し、その内容を拡充するものであった。渇水に強く、安全でおいしい水供給、耐震化、施設更新等を重視した。これを実現する行動として、建設投資額を約2割抑制し横ばいの推移であるものの、90年代初頭より大規模化した。その結果、配水管の老朽化の進行があるものの、配水管延長密度、管路耐震化率、漏水率は引続き改善された。加えて、料金・財務政策では、構想・決定において新たな経営手法の導入と料金政策に対する環境理念の導入が見られた。これまでの企業努力を補強するものとして、NPMに倣った民間経営手法の導入が謳われた。他方、内部資金調達を可能とする料金算定は肯定されると共に、環境配慮に基づいた料金体系変更も施行された。実際の行動としては、実質的料金改定は為されず、2005年に料金引下げが実施され、支払利息低下及び職員削減によって、内部資金調達が継続され、建設投資への起債充当率は、事例1時より大きく低下した。その結果、高い収益性と生活用水への配慮が継続され、料金引上げを10年以上実施せず、2005年に引下げさえ行い、なお高い収益性を維持し向上させた。

第三章への対照として、第四章では、大阪市の事例が取り上げられ、第三章と同一のシェーマを用いて、伝統、地方政治のスタンス、及び建設投資政策と料金・財務政策という観点での考察が進められた。大阪市水道事業の伝統は、配水管設備や水質対策での更なる建設投資の必要性を認識しつつも限られた建設投資の中で運営するという節約志向であった。料金政策の特徴として、用途別料金体系を維持しつつ一般用料金で更にきめ細かな料金分を設定するという低料金志向の点、そして利害関係者を幅広く包摂し意見表明の機会を確保した点がある。

地方政治のスタンスとして、1995年から2003年の事例3の時期では、過剰な水源開発を批判し、水道料金における社会的配慮を主張する野党に対し、議会の多数派は、建設投資の拡充必要性を認識しつつ、料金改定それ自身を容認しつつも、更なる効率化による可能な限りの低料金の維持、及び生活用水への配慮を標榜した。そして2003年から2007年の事例4の時期では、NPMに影響を受けた市政改革が進む中で、水道事業にも民営化などの経営形態の変更が検討されたものの、その改革方向性に自ら積極的となる市議会会派は、見られなかった。

以上の伝統とスタンスを背景に、建設投資政策と料金・財務政策を見てみると、事例3の時期では、以下の通り捉えられている。建設投資政策の構想・決定は、高品質で頑健な水道事業を志向した。高度浄水処理を含む高次の質的向上の必要性が言及され、95年の震災を受けて、広義の安定供給確保が謳われた。実際の行

動として、おおむね建設投資の規模は大きく、高度浄水処理施設の整備や配水施設への投資が行われた。ただし、結果としては、高度浄水処理施設導入が水質改善に結びつき、市民満足度を高めたものの、配水施設を整備した割に管路事故が多いといった問題点もあった。加えて料金・財務政策では、構想・決定として、経営安定を理想としたものの、市民の意向を予め聞き取り、低料金志向と福祉志向の併存となった。行動として、経費削減等によって生じた利益の一部だけを利益処分とし、料金据置の原資とした。この背景には、利害関係者の意見聴取が半ば制度化されていた事実がある。その結果として、1997年の料金改定直後は収益性が向上したものの2000年代初頭には再び赤字となる一方で、社会的配慮は広範囲に継続された。

事例4では、建設投資政策の構想・決定は、高水準で信頼性の高い施設を志向するものの、同時に節約をも強調し、効率的建設投資が求められ、アセットマネジメントへの言及すら見られた。実際の行動は、事業費抑制を優先し、2005年からの建設投資額は3割程度削減され、その後横ばいとなった。その結果、管路の老朽化は進行し漏水率も掲げた目標を未達成となった。料金・財務政策では、構想・決定は、明確にNPM志向の経営改革プランが作成され、規模縮小や経営削減による経営安定化、そして余剰経営資源の有効活用のための広域化や福祉減免制度の見直しが志向された。これらが実際の行動に移され、首長によるトップダウンの経営手法が導入され、建設投資額の抑制に加え人件費を中心として経費削減が実施され、経費削減で利益を計上し利益処分が行われたと同時に、相対的に幅広い層からの意見聴取は減少した。その結果、集権性が高くなる一方で社会的配慮は縮小された。経費削減の結果として収益性は向上し、自己資本が充実したが、生活保護世帯への福祉減免制度は廃止され、更なる減免廃止が検討された。

前二章での詳細な事例分析に基づいて、第五章では、経営、地域民主制、及び技術という運営論理の三側面について設定した各三つずつの指標を用いて、東京都と大阪市の運営論理を評価した後、事例1から事例4を比較して、予め設定されていた二つの仮説が検証された。その結果、次の結論に至っている。事例1と事例2では組織の自律性は高く、支配的な事業運営論理は技術の論理であった。そして事業運営の主要な源泉は組織内部の伝統であった。他方、事例3と事例4では組織の自律性は低く、支配的な事業運営論理は、事例3では地域民主制の論理、事例4では、経営の論理であった。両事例とも事業運営の主要な源泉は、事例3では議会、事例4では首長という違いはあるが、組織外部のものであった。これらの結果から、両仮説は概ね支持された。ただし、事例2では、高自律性にも関わらず組織外部からの影響が及んでいることが判明し、その限りで仮説は部分的に支持されなかった。その影響は漸進的であり僅かであったため、1990年代半ばから2000年代にかけての両自治体の水道事業に見られる運営論理の相違は、組織の自律性に関する制度設計の相違によって生じたものと推論可能である。

終章では、上記の事例研究を踏まえ、含意が二点示されている。まず、地方公営企業の自律性の高低が、外部環境からの影響に作用し、その組織外部からの影響を遮断するか否かという働きをする一方で、自律性の程度が首長の管理者選任に関する考え方に依拠している点で政治に対して脆弱である点、そして更には、遮断が不完全であり得る点である。加えて、水道事業に限られるものの、政治の関与から自律的に作用する政策領域が存在していることを示した点である。本研究では、政治的な利害を代表する地方政治、及び首長からは自律的に活動する専門官僚による水道事業の運営が、必ずしも安価な水道を提供しない代わりに、中長期的な視点に立つ頑健な水道を確立している点が示されている。

### 3. 論文の特色と評価

本論文の独創性、及び特筆すべき学術的貢献としては、次の諸点が考えられる。まず、地方公営企業研究の分野では、従来は、財政学的な観点から当該企業の財政的自立性に焦点が当てられ、特に独立採算性に関する議論が展開されることが多い。この研究の歴史は長く、それが次の潮流である民営化に繋がっている。そして、公営企業の民営化は、1980年代以降のNPMの影響から多くの分野で展開され、とりわけ経済的効率性の達成という論点で、研究対象となることが多い。そうした中、本研究は、民営化されていない直営の公営企業、具体例として水道事業を取り上げ、行政学的視座の一つである組織上の自律性という観点から考察を展開している点に、独創性が見いだされる。その際、当該水道事業組織の自律性は、管理者の選任プロセスに焦点を当てて考察され、首長、即ち政治が影響を及ぼす場合、及び専門性が影響を及ぼす場合を弁別し、前者がより安価な経営を目指す傾向があり、後者が高価でもより頑健な経営を取る傾向にある点を指摘した。独立採算制の議論では、その制度的制約が運営の在り方を一義的に規定されるとする人が多いが、他方、本稿では、自律性の変化により、公営企業における多様な運営が出現しうることを解明している。分けても、水道事業における地方専門官僚による自律的事業運営が、中長期的な視点に立った頑健な水道の実現に繋がったことを指摘し、自律的行政運営の意義を明確化している。本研究は一体的論述を以て展開され、その内容は論理的に一貫性と整合性を保持している、と判断される。

第二に、少なくとも水道事業において、経営内容の変化を包括的に捉える方法として、運営論理という概念を用いている点が、非常に興味深い。ここでは、経営、地域民主制、及び技術という三側面に関して、予めそれぞれ指標を複数設定した上で、その動きを見ることで、経営の方向性をより包括的に把握することに成功している。その指標として、前者に関して給水原価、供給単価、及び経営合理化・経営改善策、中者には意思決定過程、情報公開、及び福祉的配慮、そして後者には建設投資、建設投資資金確保、及び水道施設の業績が指定されている。この視座と指標指定は、少なくとも、地方公営企業研究にてH・ヴォルマンが政治的側面と経済的側面の区別した視点に、行政経営においてCh・フッドが指摘したシグマ型、シータ型、ラムダ型の類型を融合させて、更に水道事業に具現化したものと捉えることが可能であり、高く評価できる。

これらの視座から分析を進めるために、水道事業の建設投資政策、及び料金・財務政策に着目し、それぞれを構想・決定段階、行動段階、及び結果段階の3フェイズから考察し、上記の首長からの影響もしくは専門性の影響という観点を、実証性を以て、状況を適正に判断できるよう枠組設定し、考察に成功している。これは、地方公営企業の活動を、一部の局面に限定することなく総合的に捉えていることを意味し、分析枠組として新規性に富み、具体的政策領域の詳細な分析としても非常に高く評価できる。

更には、本研究は、日本における直営公営企業としての水道事業に関する分厚い事例研究を体現している。東京都と大阪市の運営論理に関する共時的比較、そして双方自治体における運営論理に関する通時的比較、こうした水平的・垂直的比較を同時に行うことにより、公営企業組織に対する政治の影響と専門性の影響に関する立体的な記述を実現している。

その際、敢えて固有の調査は実施せず、既に活字化されたデータのみを対象として、関係者のインタビュー記事、座談会録、告白録、具体的な財政データ、議会議事録、行政計画文書等、膨大な文書分析を以て、実証分析を実現している。これは、全く同じだけの資料を利用した研究が別に行われた場合、研究内容の追



証・反証可能性が留保されていることを意味する。本研究の分厚い記述は、そのみを以てしても、大きな学術的価値を有して居り、論述量として適切である。

以上、学術的貢献、独創性、そして新規性の点で高く評価され、既に十分な出版可能性を具備している一方で、最終口頭試問を通じた結果、少なくとも以下の観点で、本論文が今後克服すべき課題が見出された。

第一に、組織における自律性を議論した本研究において、その自律性の観察に関して、口頭試問では、少なくとも二つの指摘が為された。まず、管理者任用時の自律性に関して、両自治体における任用時自律性の相違は、事業経過とともに近接する可能性がある。東京都では、他の部局では事務職出身管理者を任用した場合、専門職の補佐を任用して二頭制を敷く場合があるが、大阪市でも、首長部局出身管理者を補佐する水道局出身の技術職が置かれていれば、当該管理者も水道局の伝統を習得し得る、といった観点が想定し得る。加えて、事業運営時における首長を含めた組織外部への自律性の分析が、更に為されてもよかったのではないか。仮に任用時点で自律性が弱い首長部局出身の管理者が、事業運営上、地方議会と改革規範から更に強い影響を受けた場合の状況分析が為されてもよかったのではないか。これらの指摘に関しては、「本研究では、自律性を内部と外部を遮断か否かに限定して定義し、詳細に記述すれば議論が複雑かつ曖昧になると考え、考察論点を明確化することを心掛けた。しかしながら、人事の動向を更に詳しく辿ることで指摘された論点は、分析可能となるだろう。」との回答を得、組織の自律性に関する更なる考察が期待される。

第二に、分厚い事例研究として奏功したものの、当然のことながら、更に幅広い事例に目を向け、分析データの頑健性を高める努力が払われなければならない。例えば、まずは、今回の具体事例である東京都と大阪市に関して、独立変数としての自律性を、人事データ、及び管理者と事業者へのアンケートを通じて、財政決定と人事決定をだれがどのように決めているのか、という観点から把握し、更に詳細に公営企業組織の自律性を考察することが可能であり、その結果を今回の研究成果と対照してみる必要があるだろう。更には、今回の質的に分厚い記述の手法を、他都市、例えば研究開始時点で視野に入っていた横浜市、神戸市等での水道公営企業に適用し、組織の自律性と運営論理の関係について検討し、今回と比較する可能性もあり得る。そして、上記のアンケートを用いた手法をより広い範囲への適用を目指し、データの頑健性を高めていく可能性もあるだろう。そうした意味において、本研究は更なる研究対象の拡張に向けた十分な素地を築いたと解釈されよう。

第三に、公営企業研究として、他の分野への応用を考慮する必要があるだろう。今回は、事業収益性がありながら直営である公営企業に限定して分析が為されたが、例えば、下水道、病院といった普遍性が強く収益性が期待しにくい分野への応用が想定される。下水道の場合には、雨水処理が包含され、独立採算は期待できず、また病院には政策医療が包含され、赤字運営が排除されない。そうした場合には、組織の自律性がそもそも問い得るのか、別の次元の要素が運営論理に影響を与えるのか、といった更なる問題設定が可能となろう。

加えて、上記の通り出版可能性を十分に備えた本研究ではあるが、出版に際し、次の点に留意する必要があるだろう。序章に掲げられた主要指標における数値と、第三章及び第四章で掲げられた数値との間に、若干の相違が認められる。この点は、口頭試問において、正確な出典の整合を図るべく確認が採られている。

なお、これらの論点は、本論文の分析から得られた結論の妥当性や本論文の学術的意義を、聊かも減ずるものではない。

#### 4. 結論

本論文は、水道事業を具体例に採り上げ自治体直営公営企業に関する議論として、組織の自律性と運営論理の関係に焦点を当て、東京都及び大阪市を事例として極めて詳細な分析を試み、それを通じて一定の結論を導出することに成功している。本論文において展開された研究内容は、行政学分野における公営企業研究に興味深い理論的貢献を果たして居り、その議論の独創性は大いに評価できるものである。よって、審査委員全員は、これらの学術的貢献を高く評価し、本論文が博士（政治学）の学位を授与するに相当である、と全会一致を以て判断する。

2021年11月25日

主査 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学)

(Dr. rer. publ.(シュパイアー行政大学院))

副査 藤井 浩司 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、福祉行政)

副査 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、地方自治)

(博士(法学)京都大学)

副査 原田 久 立教大学法学部教授(行政学)

(博士(法学)九州大学)